

本社等移転促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県への本社等の誘致を強力に推進し、県内への人の流れの創出を図るため、地域再生法（平成17年4月1日法律第24号）に基づく本社機能の地方移転及び地方での本社機能の拡充に対する支援制度の対象外となる小規模な本社等の県外から県内への移転であって、一定数以上の雇用が行われる場合に、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業以外の業を営み、又は営もうとする法人及び個人をいう。
- (2) 中小企業者 企業のうち、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 本社等 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設であり、具体的には、企業において事業や業務を管理、統括、運営している事務所、研究所及び研修所をいい、生産や販売等の部門のために使用されるものを含まない。
- (4) 移転 企業の県外にある事業所の本社等の業務の全部又は一部を、県内で新たに設置する事業所又は県内にある既存の事業所に移すことをいう。
- (5) 建物等 減価償却資産のうち、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に掲げる建物及びその附属設備をいう。
- (6) 対象建物等 建物等のうち、助成の対象となるもので、本社等の移転に伴い企業自ら新たに取得、賃借又は改修をし、かつ本社等の業務の用に直接供するものをいう。
- (7) 操業 移転した本社等において、業務を開始することをいう。
- (8) 取得 建物等を実質的に取得することをいい、取得年月日は、建物等の引渡しを受けた日とする。
- (9) 賃借 賃貸借契約を締結し、建物等を使用することをいい、賃借開始日は、その使用期間の開始日とする。
- (10) 常時雇用者 雇用契約の形式の如何を問わず、事実上期間の定めなく企業に直接雇用されている者をいう。
- (11) 新規常時雇用者 移転した本社等において新たに雇用する常時雇用者及び移転した本社等へ県外から転入する常時雇用者（交付申請書提出日時点で移転した本社等において雇用されている者に限る。）をいう。
- (12) 認定地域再生計画 長野県が市町村と連携して作成し地域再生法第5条第15号の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた地域再生計画（同法第5条第4項第5号に定める地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る）をいう。
- (13) 地方活力向上地域 地域再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (14) 解雇 事業主の都合による一方的な雇用契約の解除により、常時雇用者が離職すること又は人員整理（期間、整理数を定めた人員整理計画に基づくもの）に伴う事業主による退職勧奨、人員整理を目的とした臨時に募集される希望退職の募集に応じて、常時雇用者が離職すること

をいう。ただし、早期退職優遇制度、選択定年制度等に伴う離職は含まない。

(助成対象企業)

第3条 助成金の交付対象となる企業は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に定める新規常時雇用者数及び右欄に定めるその他要件（以下「助成要件」という。）を具備するものとして知事が認める企業とする。

区分	新規常時雇用者数	その他要件
中小企業者の場合	2人以上	1 長野県外から県内へ本社等を移転すること。 2 本社等の移転場所は、認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域内又は地域の産業振興のために応援する必要があるとして市町村長の申し出があった地域で、知事が特に認めた地域であること
上記以外の場合	5人以上	3 地域再生法第17条の2第3項又は第4項の規定による認定を受ける事業ではないこと。 4 事業認定申請日から原則1年以内に操業を開始すること。 5 事業認定申請日以降、操業から1年以内に、区分に応じた新規常時雇用者数の雇用を行うこと。 6 事業認定申請日前6か月から第11条に規定する交付申請日までの間において、県内で解雇を行っていないこと。 7 県税に係る徴収金を滞納していないこと。 8 国又は県の他の補助金の交付を受ける事業ではないこと。 9 法令又は条例に違反する行為がないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、本社等の移転に要した経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 対象建物等の取得、賃借、改修に係る経費
- (2) 新規常時雇用者の雇用に係る経費

(助成金の交付額等)

第5条 助成金の交付額は、前条に規定する助成対象経費について、次表に定める額の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

助成対象	助成額	助成限度額
前条第1項第1号に定める経費	1 取得した対象建物等の不動産取得税相当額（賃貸の場合は、不動産取得税と6か月分の賃料のいずれか少ない額を上限とする。） 2 既存の建物等の改修費（ただし、不動産取得税相当額を上限とする。）	100万円
前条第1項第2号に定める経費	新規常時雇用者のうち雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）の数に80万円を乗じて得た額	720万円（中小企業者は320万円）

- 2 前項の規定により計算した助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

(事業認定の申請)

第6条 この助成金の交付を受けようとする企業は、対象建物等に係る工事に着手する日又は対象建物等に係る賃貸借契約を締結する日又は本社等の移転に着手する日(工事や賃貸借契約が不要の場合に限る)のいずれか早い日の原則として14日前までに、事業認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(事業認定)

第7条 知事は、前条の規定による事業認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、事業認定を行い、その旨を事業認定通知書(様式第2号)により当該企業に通知するものとする。

2 知事は、前項の認定を行ったときは、関係市町村の長及び関係地域振興局長に対し、申請書の写し及び認定通知書の写しを添えて通知するものとする。

(認定要件)

第8条 前条第1項の事業認定にあたっては、次の各号を要件とする。

- (1) 長野県外から県内への本社等の移転であること
- (2) 本社等の移転場所は、認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域内又は地域の産業振興のために応援する必要があるとして市町村長の申出があった地域で、知事が特に認めた地域であること。
- (3) 地域再生法第17条の2第3項又は第4項の規定による認定を受ける事業ではないこと
- (4) 事業認定申請日から原則1年以内に操業を開始すること
- (5) 事業認定申請日以降、操業から1年以内に、中小企業者の場合は2人以上4人以下、中小企業者以外の場合は5人以上9人以下の新規常時雇用者数の雇用を行う見込みであること
- (6) 事業認定申請日前6か月の間において、県内で解雇を行っていないこと
- (7) 県税に係る徴収金を滞納していないこと
- (8) 国又は県の他の補助金の交付を受ける事業ではないこと
- (9) 法令又は条例に違反する行為がないこと

(計画の変更等)

第9条 第7条第1項の規定による通知のあった企業(以下「事業認定企業」という。)は、対象建物等の設置場所、事業内容の大幅な変更その他の事業計画を変更するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

ただし、当該変更が軽微な場合はこの限りではない。

2 前2条の規定は、事業計画変更の認定を行う場合について準用する。ただし、前条第5号に規定する新規常時雇用者数の要件については、下限の人数のみ準用する。

3 事業認定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに事業中止等届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 本社等の移転を中止するとき
- (2) 前条に規定する認定要件を満たせなくなったとき(ただし、前条第5号に規定する新規常時雇用者数の要件を超える雇用を行う場合を除く)

4 知事は、前項の規定による届出があったときその他必要と認めるときは、当該事業認定企業の事業認定を取消することができる。この場合において、知事は遅滞なくその旨を当該事業認定企業に通知するものとする。

5 知事は、前項の事業認定の取消しを行ったときは、関係市町村の長及び関係地域振興局長に対し通知するものとする。

(操業の届出)

第10条 事業認定企業は、操業したときは、操業の日から15日以内に操業届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第11条 事業認定企業が、助成金の交付を受けようとするときは、第3条表中右欄に規定する要件を全て満たした日の1か月経過した日から6月を超えない範囲において、助成金交付申請書（様式第6号）を知事に提出するものとする。ただし、要件を全て満たした日の1か月経過した日において、取得した対象建物等に係る家屋評価額が算定されていない場合は、家屋評価額が算定された日から6月を超えない範囲で交付申請書を提出するものとする。

2 前項に規定する助成金交付申請書は、規則第12条第1項の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定)

第12条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定の上、交付すべき助成金の額の確定を行い、助成金交付決定兼交付額確定通知書（様式第7号）により当該企業に通知するものとする。ただし、企業において、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると知事が認める場合は、交付決定をしないことができる。

2 前項に規定する交付決定の通知は、規則第13条第1項の規定による助成金の額の確定通知を兼ねるものとする。

(助成金の交付の請求)

第13条 前条の規定による額の確定を受けた企業は、助成金交付請求書（様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第14条 事業認定企業及び助成金の交付を受けた企業（以下「助成金交付企業」という。）としての地位は、合併、譲渡、相続その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする企業は、あらかじめ承継承認申請書（様式第9号）を知事に提出して承認を受けなければならない。

(事業認定等の取消し等)

第15条 知事は、事業認定企業又は助成金交付企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業認定又は助成金の交付決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、事業認定又は助成金の交付を受けたとき

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

(3) 法令又は条例に違反する行為があったとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条の表に規定する助成要件を計画どおり満たすことができなかったとき

2 知事は、前項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金交付企業に対し期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(助成金の返還等)

第16条 知事は、助成金交付企業が次の各号のいずれかに該当する場合、当該助成金交付企業に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

ただし、災害等（当該企業の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）の理由による場合は、この限りでない。

(1) 第12条の規定により交付決定を行った日から5年以内に、移転した本社等の業務の全てを休止又は廃止した場合

(2) 次条に規定する期間内に、対象建物等（企業が取得したものに限り。）の全部又は一部について、規則第19条第1項に規定する処分を行った場合

(3) 本社等の移転に係る新規常時雇用者の雇用の維持が認められない場合

2 前項による助成金の返還金額は次のとおりとする。

(1) 前項第1号による場合

ア 交付決定日から3年以内に休止又は廃止した場合は、助成金交付済額

イ 交付決定日から3年超5年以内に休止又は廃止した場合は、助成金交付済額に50%を乗じて得た額

(2) 前項第2号による場合

ア 有償譲渡又は有償貸付した場合は、当該対象建物等に係る譲渡額又は貸付額に補助率（当該対象建物等に係る助成金の額を取得額で除して得た率。以下同じ。）を乗じて得た額

イ 無償譲渡、無償貸付、交換、目的外使用又は取壊しを行った場合は、当該対象建物等に係る残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額

(3) 前項第3号による場合

雇用の維持が認められないとする新規常時雇用者の数に80万円を乗じて得た額

3 第1項第1号の規定による当該本社等の業務の全てを休止又は廃止する助成金交付企業は、あらかじめ事業廃止等届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

4 第1項第2号の規定による対象建物等を処分する助成金交付企業は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出して承認を受けなければならない。

(取得財産の処分期限)

第17条 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間とする。

(助成金の経理)

第18条 事業認定企業及び助成金交付企業は、当該事業の経理について他の経理と明確に区分し、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿及び証拠書類を一連の交付決定が完了した日から5年間は保管しなければならない。

(事業継続等)

第19条 助成金交付企業は、操業の日から10年間以上継続して、移転した本社等の業務が行われるよう努めなければならない。

2 助成金交付企業は、当該企業における県内事業所での新規常時雇用者の雇用の維持、確保に努めなければならない。

(事業成果報告)

第20条 助成金交付企業は、第12条に規定する助成金の交付決定を受けた日の属する事業年度以後6事業年度にわたり、毎事業年度終了後4か月以内に、事業成果報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(適用期間)

第21条 事業の認定期間は、この要綱が施行された日から、平成32年3月31日までの期間とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。